

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 株式会社日本貿易保険</p> <p>第一節 総則（第三条―第六条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第七条―第十一条）</p> <p>第三節 業務（第十二条―第十六条）</p> <p>第四節 財務及び会計（第十七条―第三十条）</p> <p>第五節 雑則（第三十一条―第三十八条）</p> <p>第三章 貿易保険</p> <p>第一節 総則（第三十九条―第四十三条）</p> <p>第二節 普通貿易保険（第四十四条―第四十七条）</p> <p>第三節 出資外国法人等貿易保険（第四十八条―第五十条）</p> <p>第四節 貿易代金貸付保険（第五十一条―第五十三条）</p> <p>第五節 為替変動保険（第五十四条―第五十六条）</p> <p>第六節 輸出手形保険（第五十七条―第六十一条）</p> <p>第七節 輸出保証保険（第六十二条―第六十五条）</p> <p>第八節 前払購入保険（第六十六条―第六十八条）</p> <p>第九節 海外投資保険（第六十九条・第七十条）</p> <p>第十節 海外事業資金貸付保険（第七十一条―第七十三条）</p> <p>第十一節 スワップ取引保険（第七十四条・第七十五条）</p> <p>第十二節 信用状確認保険（第七十六条―第七十八条）</p> <p>第四章 罰則（第七十九条―第八十二条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 株式会社日本貿易保険</p> <p>第一節 総則（第三条―第六条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第七条―第十一条）</p> <p>第三節 業務（第十二条―第十六条）</p> <p>第四節 財務及び会計（第十七条―第三十条）</p> <p>第五節 雑則（第三十一条―第三十八条）</p> <p>第三章 貿易保険</p> <p>第一節 総則（第三十九条―第四十三条）</p> <p>第二節 普通貿易保険（第四十四条―第四十七条）</p> <p>第三節 出資外国法人等貿易保険（第四十八条―第五十条）</p> <p>第四節 貿易代金貸付保険（第五十一条―第五十三条）</p> <p>第五節 為替変動保険（第五十四条―第五十六条）</p> <p>第六節 輸出手形保険（第五十七条―第六十一条）</p> <p>第七節 輸出保証保険（第六十二条―第六十五条）</p> <p>第八節 前払購入保険（第六十六条―第六十八条）</p> <p>第九節 海外投資保険（第六十九条・第七十条）</p> <p>第十節 海外事業資金貸付保険（第七十一条―第七十三条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 罰則（第七十四条―第七十七条）</p>

附則

第一章 総則

(定義)

第二条 (略)

2512 (略)

13 この法律において「貿易代金貸付」とは、本邦法人若しくは本邦人又は国際機関、外国政府等、外国法人若しくは外国人が行う国際機関、外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する次に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される国際機関、外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「貿易代金貸付金債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる国際機関、外国政府等、外国法人若しくは外国人の借入金若しくは当該資金を調達するために発行される国際機関、外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。

一5三 (略)

14 (略)

15 この法律において「前払購入契約」とは、本邦法人又は本邦人が一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物（本邦又は他の外国の地域に引き渡されるものに限る）

附則

第一章 総則

(定義)

第二条 (略)

2512 (略)

13 この法律において「貿易代金貸付」とは、本邦法人若しくは本邦人又は外国人若しくは外国人が行う外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する次に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「貿易代金貸付金債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる外国政府等、外国法人若しくは外国人の借入金若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。

一5三 (略)

14 (略)

15 この法律において「前払輸入契約」とは、貨物を輸入する契約のうち、その貨物の代金又は賃借料の全部又は一部を当該貨物の船積期日前に支払うことを条件とする契約であつて、政令

。を購入する契約のうち、その貨物の代金又は賃借料の全部又は一部を当該貨物の船積期日前に支払うことを条件とする契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

16 この法律において「前払購入者」とは、前払購入契約の当事者であつて、貨物を購入するものをいう。

17 (略)

18 この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人若しくは本邦人又は国際機関、外国政府等、外国人若しくは外国人が行う本邦法人若しくは本邦人若しくは国際機関、外国政府等に、外国人若しくは外国人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される本邦法人若しくは国際機関、外国政府等若しくは外国人の公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「海外事業資金貸付金債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる本邦法人若しくは本邦人若しくは国際機関、外国政府等、外国人若しくは外国人の借入金若しくは当該資金を調達するために発行される本邦法人若しくは国際機関、外国政府等若しくは外国人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。ただし、次に掲げるものにあつては、本邦法人又は本邦人が輸出する貨物を使用する事業その他の対外取引に係る事業のうち、対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業として経済産業省令で定める事業に必要なものに限る。

で定める事項についての定めがあるものをいう。

16 この法律において「前払輸入者」とは、前払輸入契約の当事者であつて、貨物を輸入するものをいう。

17 (略)

18 この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人若しくは本邦人又は外国人若しくは外国人が行う本邦法人若しくは本邦人若しくは外国政府等、外国人若しくは外国人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される本邦法人若しくは外国政府等若しくは外国人の公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「海外事業資金貸付金債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる本邦法人若しくは本邦人若しくは外国政府等、外国人若しくは外国人の借入金若しくは当該資金を調達するために発行される本邦法人若しくは外国政府等若しくは外国人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。ただし、次に掲げるものにあつては、本邦法人又は本邦人が輸出する貨物を使用する事業その他の対外取引に係る事業のうち、対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業として経済産業省令で定める事業に必要なものに限る。

- 一 国際機関、外国政府等、外国法人又は外国人が行うもの
- 二 (略)

19 この法律において「信用状確認契約」とは、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行その他政令で定める者（以下「信用状確認者」という。）が、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約に係る信用状を発行する者（以下「信用状発行者」という。）に対して、当該輸出契約に基づく貨物の代金若しくは賃貸料、当該仲介貿易契約に基づく貨物の代金若しくは賃貸料又は当該技術提供契約に基づく技術若しくは労務の提供の対価に相当する金額をそれぞれ輸出者、仲介貿易者又は技術提供者に支払うことを約する契約をいう。

## 第二章 株式会社日本貿易保険

### 第三節 業務

(業務の範囲等)

#### 第十二条 (略)

#### 2・3 (略)

4 会社は、第一項及び第二項の業務のほか、経済産業大臣の認可を受けて、貿易保険により填補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う外国法人に対する出資を行うことができる。

### 第四節 財務及び会計

- 一 外国法人又は外国人が行うもの
- 二 (略)

(新設)

## 第二章 株式会社日本貿易保険

### 第三節 業務

(業務の範囲等)

#### 第十二条 (略)

#### 2・3 (略)

(新設)

### 第四節 財務及び会計

(財務諸表)

第二十条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他経済産業省令で定める書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(第八十一条第四号において「財務諸表」という。)を経済産業大臣に提出しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十九条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 三 (略)

四 譲渡性預金証書の保有

五 前各号に掲げる方法に準ずるものとして経済産業省令で定める方法

第五節 雑則

(財務大臣との協議)

第三十五条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二十一条第二項若しくは第三項、第二十二条又は第二十九條第五号の経済産業省令を定めようとするとき。

三 (略)

第三章 貿易保険

(財務諸表)

第二十条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他経済産業省令で定める書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(第七十六条第四号において「財務諸表」という。)を経済産業大臣に提出しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十九条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 三 (略)

(新設)

四 前三号に掲げる方法に準ずるものとして経済産業省令で定める方法

第五節 雑則

(財務大臣との協議)

第三十五条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二十一条第二項若しくは第三項、第二十二条又は第二十九條第四号の経済産業省令を定めようとするとき。

三 (略)

第三章 貿易保険

## 第一節 総則

### (貿易保険の種類)

第三十九条 貿易保険は、普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険、為替変動保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払購入保険、海外投資保険、海外事業資金貸付保険、スワップ取引保険及び信用状確認保険とする。

### (代位)

第四十二条 会社は、普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険、輸出保証保険、前払購入保険、海外投資保険、海外事業資金貸付保険、スワップ取引保険若しくは信用状確認保険について第四十四条第二項、第四十八条第二項、第五十一条第二項、第六十二条第二項、第六十六条第二項、第六十九条第二項、第七十一条第二項、第七十四条第二項若しくは第七十六条第二項に規定する損失が生じた場合又は輸出手形保険について第五十七条第一項に規定する銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた場合若しくは荷為替手形につき遡求を受けて支払つた場合において、被保険者又は保険金を受け取るべき者に対して保険金を支払つたときは、当該保険金の額に相当する金額を限度として、保険契約者又は被保険者が第三者に対して有する権利を取得する。

## 第二節 普通貿易保険

## 第一節 総則

### (貿易保険の種類)

第三十九条 貿易保険は、普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険、為替変動保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険とする。

### (代位)

第四十二条 会社は、普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険、輸出保証保険、前払輸入保険、海外投資保険若しくは海外事業資金貸付保険について第四十四条第二項、第四十八条第二項、第五十一条第二項、第六十二条第二項、第六十六条第二項、第六十九条第二項若しくは第七十一条第二項に規定する損失が生じた場合又は輸出手形保険について第五十七条第一項に規定する銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた場合若しくは荷為替手形につき遡求を受けて支払つた場合において、被保険者又は保険金を受け取るべき者に対して保険金を支払つたときは、当該保険金の額に相当する金額を限度として、保険契約者又は被保険者が第三者に対して有する権利を取得する。

## 第二節 普通貿易保険

(保険契約)

第四十四条 (略)

2 普通貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する損失を填補する貿易保険とする。

一 輸出者が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて輸出契約に基づいて貨物を輸出することができなくなつたこと（イからホまで又は又のいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を輸出することができなかつたことを含む。）により受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）又は仲介貿易者が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまで又は又のいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。）により受ける損失（仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）

イ（略）

又 輸出契約又は仲介貿易契約の相手方の保険契約で定める

期間以上の債務の履行遅滞（当該輸出契約又は仲介貿易契約に基づく債務以外の輸出者又は仲介貿易者に対する債務に係るものを含み、輸出者又は仲介貿易者の責めに帰する

(保険契約)

第四十四条 (略)

2 普通貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する損失を填補する貿易保険とする。

一 輸出者が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて輸出契約に基づいて貨物を輸出することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を輸出することができなかつたことを含む。）により受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）又は仲介貿易者が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。）により受ける損失（仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）

イ（略）

(新設)

ことができないものに限る。)

二 輸出者が輸出契約に基づいて貨物を輸出した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により輸出貨物について生じた損失以外の輸出貨物について生じた損失を除く。）、仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）、又は技術提供者が技術提供契約に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失

イ〜ハ (略)

ニ 輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の相手方について破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

ホ (略)

三 (略)

(削る)

四 輸出者、仲介貿易者又は技術提供者が保険契約の締結後生じた第一号口、ホ若しくはト又は第二号イからハまでのい

二 輸出者が輸出契約に基づいて貨物を輸出した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により輸出貨物について生じた損失以外の輸出貨物について生じた損失を除く。）、仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の

代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）、又は技術提供者が技術提供契約に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失

イ〜ハ (略)

ニ 輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の相手方について破産手続開始の決定

ホ (略)

三 (略)

四 輸出者又は仲介貿易者が保険契約の締結後生じた第一号イからトまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により運賃又は保険料を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失

五 輸出者、仲介貿易者又は技術提供者が保険契約の締結後生じた第二号口に該当する事由により政令で定める費用を新た

れかに該当する事由により運賃その他の政令で定める費用を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失

(保険金)

第四十六条 第四十四条第二項第一号の損失に係る普通貿易保険において会社が填補すべき額は、輸出者が同号イから又までのいずれかに該当する事由により輸出することができなくなつた貨物(同号イからホまで又は又のいずれかに該当する事由が生じたためその輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで輸出することができなかつた貨物を含む。)の輸出契約に基づく代金の額又は仲介貿易者が同号イから又までのいずれかに該当する事由により販売し、若しくは賃貸することができなくなつた貨物(同号イからホまで又は又のいずれかに該当する事由が生じたためその販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで販売し、又は賃貸することができなかつた貨物を含む。)の仲介貿易契約に基づく代金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険契約で定める一定の割合(以下「一定割合」という。)を乗じて得た金額とする。

一 三 (略)

2・3 (略)

(削る)

に負担すべきこととなつたことにより受ける損失(前号の損失を除く。)

(保険金)

第四十六条 第四十四条第二項第一号の損失に係る普通貿易保険において会社が填補すべき額は、輸出者が同号イからリまでのいずれかに該当する事由により輸出することができなくなつた貨物(同号イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたためその輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで輸出することができなかつた貨物を含む。)の輸出契約に基づく代金の額又は仲介貿易者が同号イからリまでのいずれかに該当する事由により販売し、若しくは賃貸することができなくなつた貨物(同号イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたためその販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで販売し、又は賃貸することができなかつた貨物を含む。)の仲介貿易契約に基づく代金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険契約で定める一定の割合(以下「一定割合」という。)を乗じて得た金額とする。

一 三 (略)

2・3 (略)

4 第四十四条第二項第四号の損失に係る普通貿易保険において

会社が填補すべき額は、輸出者又は仲介貿易者が同項第一号イからトまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の變

4 第四十四条第二項第四号の損失に係る普通貿易保険において会社が填補すべき額は、輸出处、仲介貿易者又は技術提供者が同項第一号ロ、ホ若しくはト又は第二号イからハまでのいずれかに該当する事由により新たに負担すべきこととなつた同項第四号の政令で定める費用の増加額から当該費用の増加額を新たに負担すべきこととなつたことにより取得した金額又は取得し得べき金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

### 第三節 出資外国法人等貿易保険

#### (保険契約)

#### 第四十八条 (略)

2 出資外国法人等貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する損失を填補する貿易保険とする。

一 出資外国法人等が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて出資外国法人等販売契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまで又はリのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等販売契約で定める船積期日（出資外国法人等が、当該貨物をその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域に販売し、又は賃貸する場合にあつては、引渡しの日）から保険契約で定める期間を経過した日ま

更により新たに負担すべきこととなつた運賃又は保険料の増加額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

5 第四十四条第二項第五号の損失に係る普通貿易保険において会社が填補すべき額は、輸出处、仲介貿易者又は技術提供者が同項第二号ロに該当する事由により新たに負担すべきこととなつた同項第五号の政令で定める費用の増加額から当該費用の増加額を新たに負担すべきこととなつたことにより取得した金額又は取得し得べき金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

### 第三節 出資外国法人等貿易保険

#### (保険契約)

#### 第四十八条 (略)

2 出資外国法人等貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する損失を填補する貿易保険とする。

一 出資外国法人等が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて出資外国法人等販売契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等販売契約で定める船積期日（出資外国法人等が、当該貨物をその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域に販売し、又は賃貸する場合にあつては、引渡しの日）から保険契約で定める期間を経過した日まで当該

で当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。）により受ける損失（出資外国法人等販売貨物（出資外国法人等が出資外国法人等販売契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。次号において同じ。）について生じた損失を除く。）又は出資外国法人等が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまで又はリのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。）により受ける損失（出資外国法人等仲介貿易貨物（出資外国法人等が出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。同号において同じ。）について生じた損失を除く。）

イ〜（略）  
ト 出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約の相手方（政令で定める者を除く。）  
リ 出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて破棄したこと又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により出資外国法人等が当該出資外国法人等販売契約若しくは出資外国法人等仲介貿易契約を解除したことを含む。）

貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。）により受ける損失（出資外国法人等販売貨物（出資外国法人等が出資外国法人等販売契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下同じ。）について生じた損失を除く。）又は出資外国法人等が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。）により受ける損失（出資外国法人等仲介貿易貨物（出資外国法人等が出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下同じ。）について生じた損失を除く。）

イ〜（略）  
ト 出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約の相手方（政令で定める者を除く。）  
リ 出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて破棄したこと又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により出資外国法人等が当該出資外国法人等販売契約若しくは出資外国法人等仲介貿易契約を解除したことを含む。）

約の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞  
(当該出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約に基づく債務以外の出資外国法人等に対する債務に係るものを含み、出資外国法人等の責めに帰することができないものに限る。)

二 出資外国法人等が出資外国法人等販売契約に基づいて政令で定める貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により出資外国法人等販売貨物について生じた損失以外の出資外国法人等販売貨物について生じた損失を除く。）、出資外国法人等が出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により出資外国法人等仲介貿易貨物について生じた損失以外の出資外国法人等仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）又は出資外国法人等が出資外国法人等技術提供契約に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失

イ〜ハ (略)

二 出資外国法人等販売契約、出資外国法人等仲介貿易契約  
又は出資外国法人等技術提供契約の相手方についての破産  
手続開始の決定その他これに準ずる事由

二 出資外国法人等が出資外国法人等販売契約に基づいて政令で定める貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により出資外国法人等販売貨物について生じた損失以外の出資外国法人等販売貨物について生じた損失を除く。）、出資外国法人等が出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により出資外国法人等仲介貿易貨物について生じた損失以外の出資外国法人等仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）又は出資外国法人等が出資外国法人等技術提供契約に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失

イ〜ハ (略)

二 出資外国法人等販売契約、出資外国法人等仲介貿易契約  
又は出資外国法人等技術提供契約の相手方についての破産  
手続開始の決定

ホ (略)

(削る)

三 出資外国法人等が保険契約の締結後生じた第一号口若しくはホ又は前号イからハまでのいずれかに該当する事由により運賃その他の政令で定める費用を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失

(保険金)

第五十条 第四十八条第二項第一号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において会社が填補すべき額は、出資外国法人等が同号イからリまでのいずれかに該当する事由により販売し、若しくは賃貸することができなくなつた貨物(同号イからホまで又はリ)のいずれかに該当する事由が生じたためその販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約で定める船積期日(出資外国法人等が、出資外国法人等販売契約に基づいて貨物をその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域に販売し、又は賃貸する場合にあつては、引渡しの日)から保険契約で定める期間を経過した日まで販売し、又は賃貸することができなかつた貨物を含む。)の出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約に基づく代金の額から次の各号に掲げ

ホ (略)

三 出資外国法人等(出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸するもの)に限る。第五十条第三項において同じ。)が保険契約の締結後生じた第一号イからハまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により運賃又は保険料を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失

四 出資外国法人等が保険契約の締結後生じた第二号口に該当する事由により政令で定める費用を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失(前号の損失を除く。)

(保険金)

第五十条 第四十八条第二項第一号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において会社が填補すべき額は、出資外国法人等が同号イからチまでのいずれかに該当する事由により販売し、若しくは賃貸することができなくなつた貨物(同号イからホまで)のいずれかに該当する事由が生じたためその販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約で定める船積期日(出資外国法人等が、出資外国法人等販売契約に基づいて貨物をその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域に販売し、又は賃貸する場合にあつては、引渡しの日)から保険契約で定める期間を経過した日まで販売し、又は賃貸することができなかつた貨物を含む。)の出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約に基づく代金の額から次の各号に掲げる金額

る金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇三 (略)

2 (略)  
(削る)

3 第四十八条第二項第三号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において会社が填補すべき額は、出資外国法人等が同項第一号口若しくはホ又は第二号イからハまでのいずれかに該当する事由により新たに負担すべきこととなつた同項第三号の政令で定める費用の増加額から当該費用の増加額を新たに負担すべきこととなつたことにより取得した金額又は取得し得べき金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

#### 第四節 貿易代金貸付保険

(保険契約)

第五十一条 (略)

2 貿易代金貸付保険は、貿易代金貸付を行った者が次の各号のいずれかに該当する事由により貿易代金貸付金債権等の元本若しくは利子その他の附帯の債権で政令で定めるもの（以下「貸付金等」という。）を回収することができないことにより受ける損失又は第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたこと

を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇三 (略)

2 (略)

3 第四十八条第二項第三号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において会社が填補すべき額は、出資外国法人等が同項第一号イからハまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により新たに負担すべきこととなつた運賃又は保険料の増加額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

4 第四十八条第二項第四号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において会社が填補すべき額は、出資外国法人等が同項第二号口に該当する事由により新たに負担すべきこととなつた同項第四号の政令で定める費用の増加額から当該費用の増加額を新たに負担すべきこととなつたことにより取得した金額又は取得し得べき金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

#### 第四節 貿易代金貸付保険

(保険契約)

第五十一条 (略)

2 貿易代金貸付保険は、貿易代金貸付を行った者が次の各号のいずれかに該当する事由により貿易代金貸付金債権等の元本若しくは利子その他の附帯の債権で政令で定めるもの（以下「貸付金等」という。）を回収することができないことにより受ける損失又は第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたこと

によつて保証債務を履行したことにより受ける損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額の回収ができないこと（保証債務を負担した者の責めに帰することができず、かつ、その状態が求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までの期間にわたるものに限る。）により受ける損失を填補する貿易保険とする。

一〇三（略）

四 貿易代金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

五（略）

#### 第六節 輸出手形保険

（保険契約）

第五十七条 会社は、事業年度又はその半期ごとに、銀行法第二条第一項に規定する銀行その他政令で定める者（以下この節において「銀行等」という。）を相手方として、輸出手形保険の保険契約を締結することができる。

2（略）

#### 第八節 前払購入保険

によつて保証債務を履行したことにより受ける損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額の回収ができないこと（保証債務を負担した者の責めに帰することができず、かつ、その状態が求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までの期間にわたるものに限る。）により受ける損失を填補する貿易保険とする。

一〇三（略）

四 貿易代金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定

五（略）

#### 第六節 輸出手形保険

（保険契約）

第五十七条 会社は、事業年度又はその半期ごとに、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行その他政令で定める者（以下この節において「銀行等」という。）を相手方として、輸出手形保険の保険契約を締結することができる。

2（略）

#### 第八節 前払輸入保険

(保険契約)

第六十六条 会社は、前払購入保険を引き受けることができる。

2 前払購入保険は、前払購入者が前払購入契約に基づいて貨物の引渡しを受けることができなくなつた場合に次の各号のいずれかに該当する事由によつて当該前払購入契約に基づいて当該貨物の船積期日前に支払つた代金又は賃借料（以下「前払金」という。）の返還を受けることができないことにより受ける損失を填補する貿易保険とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、前払購入契約の当事者の責めに帰することができないもの

四 前払購入契約の相手方についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

五 前払購入契約の相手方の前払金に係る債務の保険契約で定める期間以上の履行遅滞（前払購入者の責めに帰することができないものに限る。）

(保険価額)

第六十七条 前払購入保険においては、前払金の額を保険価額とする。

(保険金)

第六十八条 前払購入保険において会社が填補すべき額は、保険価額のうち第六十六条第二項各号のいずれかに該当する事由により前払購入者が前払金の返還の期限（同項第五号に該当する

(保険契約)

第六十六条 会社は、前払輸入保険を引き受けることができる。

2 前払輸入保険は、前払輸入者が前払輸入契約に基づいて貨物を輸入することができなくなつた場合に次の各号のいずれかに該当する事由によつて当該前払輸入契約に基づいて当該貨物の船積期日前に支払つた代金又は賃借料（以下「前払金」という。）の返還を受けることができないことにより受ける損失を填補する貿易保険とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、前払輸入契約の当事者の責めに帰することができないもの

四 前払輸入契約の相手方についての破産手続開始の決定

五 前払輸入契約の相手方の前払金に係る債務の保険契約で定める期間以上の履行遅滞（前払輸入者の責めに帰することができないものに限る。）

(保険価額)

第六十七条 前払輸入保険においては、前払金の額を保険価額とする。

(保険金)

第六十八条 前払輸入保険において会社が填補すべき額は、保険価額のうち第六十六条第二項各号のいずれかに該当する事由により前払輸入者が前払金の返還の期限（同項第五号に該当する

事由によるときは、前払金の返還の期限後保険契約で定める期間を経過した時。第二号において同じ。)までに返還を受けることができない前払金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二 (略)

#### 第九節 海外投資保険

(保険契約)

#### 第六十九条 (略)

2 海外投資保険は、海外投資を行った者が次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を填補する貿易保険とする。

一 株式等(第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方の出資(二以上の段階にわたる出資を含む。)に係る外国法人(以下「関係外国法人」という。))の株式等を含む。以下この号及び第四号において同じ。)の元本(以下この節において「元本」という。)、株式等に対する配当金の支払請求権(以下「配当金請求権」という。))又は不動産に関する権利等を外国政府等により奪われたこと。

二 第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方(関係外国法人を含む。以下この号及び第五号において同じ。)が戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他本邦外において生じた事由であつて海外投資を行った者若しくはその相手方の責めに帰することができないものにより損害を受け、又は不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権

事由によるときは、前払金の返還の期限後保険契約で定める期間を経過した時。第二号において同じ。)までに返還を受けることができない前払金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二 (略)

#### 第九節 海外投資保険

(保険契約)

#### 第六十九条 (略)

2 海外投資保険は、海外投資を行った者が次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を填補する貿易保険とする。

一 株式等の元本(以下この節において「元本」という。)、株式等に対する配当金の支払請求権(以下「配当金請求権」という。))又は不動産に関する権利等を外国政府等により奪われたこと。

二 第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方が戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他本邦外において生じた事由であつて海外投資を行った者若しくはその相手方の責めに帰ることができないものにより損害を受け、又は不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であつて事業の遂行上特に重要なもの

その他の権利若しくは利益であつて事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によつて侵害されたことにより損害を受けて当該海外投資の相手方の事業の継続の不能その他政令で定める事由が生じたこと。

三 (略)

四 元本の喪失(第一号、第二号又は次号の事由によるものを除く。)に伴い支払われた金額、株式等に対する配当金又は不動産に関する権利等の喪失(第一号又は前号の事由によるものを除く。)に伴い支払われた金額(以下この号において「支払金等」という。)を次のいずれかに該当する事由により政令で定める期間以上の期間本邦(出資外国法人等が行つた海外投資に係る支払金等(関係外国法人に係るものを除く。)にあつてはその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域、関係外国法人に係る支払金等にあつては保険契約で定める地域)に送金することができなかつたこと。

イ・ロ (略)

ハ 外国政府等による当該支払金等の管理

ニ 当該支払金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかつたこと。

ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による支払金等の没収

五 第二条第十七項第一号に掲げる海外投資について、海外投資の相手方についての破産手続開始の決定(第二号に掲げるものを除き、海外投資を行った者の責めに帰することができないものに限る。)その他これに準ずる事由が生じたこと。

を外国政府等によつて侵害されたことにより損害を受けて当該海外投資の相手方の事業の継続の不能その他政令で定める事由が生じたこと。

三 (略)

四 元本の喪失(第一号、第二号又は次号の事由によるものを除く。)により取得した金額、株式等に対する配当金又は不動産に関する権利等の喪失(第一号又は前号の事由によるものを除く。)により取得した金額(以下「取得金等」という。)を次のいずれかに該当する事由により政令で定める期間以上の期間本邦(出資外国法人等が海外投資を行った場合にあつては、その本店又は主たる事務所が所在する外国の地域。次条第二項及び第五項において同じ。)に送金することができなかつたこと。

イ・ロ (略)

ハ 外国政府等による当該取得金等の管理

ニ 当該取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかつたこと。

ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による取得金等の没収

五 第二条第十七項第一号に掲げる海外投資について、海外投資の相手方についての破産手続開始の決定(第二号に掲げるものを除き、海外投資を行った者の責めに帰することができないものに限る。)が生じたこと。

## (保険金)

第七十条 前条第二項第一号から第四号まで(同号にあつては、関係外国法人に係る部分に限る。)のいずれかに該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において会社が填補すべき額は、当該事由に係る元本若しくは配当金請求権(第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方に係るものに限る。)又は不動産に関する権利等の保険契約で定める方法により算出した評価額の減少額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

## 一・二 (略)

2 前条第二項第四号(関係外国法人に係る部分を除く。)の事由により受けた損失に係る海外投資保険において会社が填補すべき額は、元本(第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方に係るものに限る。次項において同じ。)又は不動産に関する権利等(以下この項及び第四項において「元本等」という。)(の喪失に伴い支払われた金額に係る損失にあつては前条第二項第四号イからホまでのいずれかに該当する事由により同号の政令で定める期間以上の期間本邦(出資外国法人等が行つた海外投資に係るものにあつては、その本店又は主たる事務所が所在する外国の地域。以下この項及び第五項において同じ。)に送金することができなかつた金額(その事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能額」という。)(と当該元本等の取得のための対価の額(当該元本等を取得した後に保険契約に基づいて当該元本等を評価した場合にあ

## (保険金)

第七十条 前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において会社が填補すべき額は、当該事由に係る元本、配当金請求権又は不動産に関する権利等の保険契約で定める方法により算出した評価額の減少額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

## 一・二 (略)

2 前条第二項第四号の事由により受けた損失に係る海外投資保険において会社が填補すべき額は、元本又は不動産に関する権利等(以下「元本等」という。)の喪失により取得した金額に係る損失にあつては同号イからホまでのいずれかに該当する事由により同号の政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかつた金額(その事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能額」という。)(と当該元本等の取得のための対価の額(当該元本等を取得した後に保険契約に基づいて当該元本等を評価した場合にあつては、その直近の評価額)とのいずれか少ない金額から、株式等に対する配当金に係る損失にあつては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

つては、その直近の評価額)とのいずれか少ない金額から、第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方の株式等に対する配当金に係る損失にあつては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇三 (略)

3 前条第二項第五号に該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において会社が填補すべき額は、元本に係る損失にあつては当該事由に係る元本の取得のための対価の額(当該元本を取得した後に保険契約に基づいて当該元本を評価した場合にあつては、その直近の評価額)から、配当金請求権(第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方に係るものに限る。以下この項において同じ。)に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇二 (略)

4・5 (略)

#### 第十節 海外事業資金貸付保険

(保険契約)

第七十一条 (略)

2 海外事業資金貸付保険は、海外事業資金貸付を行った者が次の各号のいずれかに該当する事由により海外事業資金貸付金債権等の貸付金等を回収することができないことにより受ける損

一〇三 (略)

3 前条第二項第五号に該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において会社が填補すべき額は、元本に係る損失にあつては当該事由に係る元本の取得のための対価の額(当該元本を取得した後に保険契約に基づいて当該元本を評価した場合にあつては、その直近の評価額)から、配当金請求権に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇二 (略)

4・5 (略)

#### 第十節 海外事業資金貸付保険

(保険契約)

第七十一条 (略)

2 海外事業資金貸付保険は、海外事業資金貸付を行った者が次の各号のいずれかに該当する事由により海外事業資金貸付金債権等の貸付金等を回収することができないことにより受ける損

失又は第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによつて保証債務を履行したことにより受ける損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額の回収ができないこと（保証債務を負担した者の責めに帰することができず、かつ、その状態が求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までの期間にわたるものに限る。）により受ける損失を填補する貿易保険とする。

一（三）（略）

四 海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由  
五 （略）

#### 第十一節 スワップ取引保険

（保険契約）

第七十四条 会社は、スワップ取引保険を引き受けることができる。

2 スワップ取引保険は、スワップ取引者（貿易代金貸付又は海外事業資金貸付の相手方と貿易代金貸付金債権等又は海外事業資金貸付金債権等に係るスワップ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。以下この項において同じ。）を行つた者をいう。以

失又は第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによつて保証債務を履行したことにより受ける損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額の回収ができないこと（保証債務を負担した者の責めに帰することができず、かつ、その状態が求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までの期間にわたるものに限る。）により受ける損失を填補する貿易保険とする。

一（三）（略）

四 海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定  
五 （略）

#### （新設）

（新設）

下同じ。)が次の各号のいずれかに該当する事由により当該スワップ取引の解約に伴う清算金その他の債権で政令で定めるもの(次条において「解約清算金等」という。)の支払を受けることができないことにより受ける損失を填補する貿易保険とする。

- 一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止
- 二 外国における戦争、革命又は内乱
- 三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、スワップ取引者又はその相手方の責めに帰することができないもの
- 四 スワップ取引の相手方についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由
- 五 スワップ取引の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞(スワップ取引者の責めに帰することができないものに限る。)

(保険金)

第七十五条 スワップ取引保険において会社が填補すべき額は、スワップ取引者が前条第二項各号のいずれかに該当する事由により支払期日(同項第五号に該当する事由によるときは、支払期日後保険契約で定める期間を経過した時。第二号において同じ。)までに支払を受けることができない解約清算金等の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

- 一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額
- 二 支払期日後に支払を受けた金額

(新設)

第十二節 信用状確認保険

(新設)

(保険契約)

第七十六条 会社は、信用状確認保険を引き受けることができる。

(新設)

2 信用状確認保険は、信用状確認者が信用状確認契約に基づいて支払をした場合に当該信用状確認契約に基づいて信用状発行者から償還を受けるべき金額を回収することができないことにより受ける損失を填補する貿易保険とする。

(保険価額)

第七十七条 信用状確認保険においては、信用状確認者が前条第

(新設)

二項に規定する場合において信用状発行者から償還を受けるべき金額を保険価額とする。

(保険金)

第七十八条 信用状確認保険において会社が填補すべき額は、保

(新設)

険価額のうち信用状発行者から回収することができない金額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

第四章 罰則

第四章 罰則

第七十九条・第八十条 (略)

第七十四条・第七十五条 (略)

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反

行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十二条第一項、第二項及び第四項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 九 (略)

第八十二条 (略)

行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十二条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 九 (略)

第七十七条 (略)